

# 北海学園大学 研究活動の基本精神及び行動規範

令和3年9月1日

学長決定

北海学園大学（以下「本学」という。）は、研究活動上の不正行為を防止するため、本学において研究を実施する全ての者（以下「研究者」という。）が遵守すべき基本精神及び行動規範を次のとおり定める。

## （基本精神）

1. 本学の研究者は、学問の自由の下、自由な発想に基づく学術研究を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類の様々な営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究の遂行に当たり、自己の良心と信念に従い、常に厳正な態度で臨まなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。
4. 本学の研究者は、学術研究の信頼保持のために研究活動の不正に対し、常に真摯な態度で臨まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令及び関係規則を遵守しなければならない。

## （行動規範）

1. 本学の研究者は、誇りと使命を自覚し、研究活動において不正を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。
2. 本学の研究者は、学術研究によって生み出される知見の正確さ及び正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加しなければならない。
3. 本学の研究者は、研究活動の実施に際して、学生に対し、指導的立場に立つ者として、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応えなければならない。
4. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。
5. 本学の研究者は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。